

瀬戸内海環境保全特別措置法の改正の概要

【総則的事項】

「瀬戸内海の環境の保全」に関する基本理念の新設(第2条の2)

瀬戸内海の特性

- ・我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇り、かつ、その自然と人々の生活・生業及び地域のにぎわいとが調和した自然景観と文化的景観を併せ有する景勝の地
- ・国民にとって貴重な漁業資源の宝庫
→その恵沢を国民がひとしく享受し、後代の国民に継承すべきもの

- ①瀬戸内海を、人の活動が自然に対し適切に作用することを通じて、美しい景観が形成されていること、生物の多様性・生産性が確保されていること等その有する多面的価値・機能が最大限に発揮された豊かな海(里海)とする
- ②施策は、規制の措置のみならず、地域の多様な主体による活動(いわゆる「里海づくり」の活動)を含め、藻場、干潟その他の沿岸域の良好な環境の保全・再生・創出等の瀬戸内海を豊かな海とするための取組を推進するための措置を併せて講ずることにより、総合的かつ計画的に推進する
- ③施策は、瀬戸内海の湾、灘その他の海域ごとの実情に応じて行う

瀬戸内海環境保全基本計画及び府県計画に関する改正(第3条・第4条)

○政府は、基本理念にのっとり、次に関する瀬戸内海環境保全基本計画を策定

- ①沿岸域環境の保全・再生・創出
- ②水質の保全・管理
- ③自然景観・文化的景観の保全
- ④水産資源の持続的な利用の確保 等

○政府は、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、変更(いわゆるPDCAサイクルの明確化)

○関係府県知事は、府県計画を定めようとするときは、関係のある瀬戸内海の湾、灘その他の海域の実情に応じたものとなるよう、当該湾、灘その他の海域を単位として関係者により構成される協議会(湾灘協議会)の意見を聴き、その他広く住民の意見を求める等、必要な措置を講ずる

※関係府県 大阪・兵庫・和歌山・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・福岡・大分・京都・奈良の13府県

○これらの計画の達成に必要な措置が円滑・着実に実施されるよう、国は、地方公共団体に対し、必要な援助を行うように努める

【具体的施策の追加等】

漂流ごみ・海底ごみの除去等の施策の追加(第16条の2・第19条の2・第19条の3)

○国及び地方公共団体は、①漂流ごみ・海底ごみの除去等、②生物の多様性・生産性の確保に支障を及ぼす動植物の駆除等、③水産動植物の繁殖地の保護・整備、水産動物の種苗の放流等に努める

貧酸素水塊の発生機構の解明等の施策の追加(第18条)

○政府は、貧酸素水塊の発生機構の解明及びその防除技術の開発に努める

自然海浜保全地区の指定に係る干潟の明記(第12条の7)

○関係府県が、干潟について自然海浜保全地区の指定をすることができることを明らかにする

環境大臣による環境状況の定期的な調査とその結果の活用を法定化(第19条の4)

○環境大臣は、瀬戸内海の環境の状況を定期的に調査し、その結果を法の適正な運用に活用

【検討条項】(附則第2項・第3項)

- ①政府は、瀬戸内海における栄養塩類(りん・窒素)の減少、偏在等の実態の調査、それが水産資源に与える影響に関する研究その他の瀬戸内海における栄養塩類の適切な管理に関する調査及び研究に努め、その成果を踏まえ、法施行後5年を目途として、瀬戸内海における栄養塩類の管理の在り方について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる
- ②政府は、①のほか、法施行後5年以内を目途として、新法の施行状況を勘案し、特定施設の設置の規制の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要と認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる